

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年12月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2200153 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2200104 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については 28 万円から 30 万円とする。

平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については 34 万円とする。

平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 19 年 8 月 23 日の標準賞与額を 14 万 9,000 円、同年 12 月 28 日の標準賞与額を 29 万 3,000 円、平成 20 年 10 月 20 日及び同年 12 月 24 日の標準賞与額を 33 万円、平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額を 30 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月 23 日、同年 12 月 28 日、平成 20 年 10 月 20 日、同年 12 月 24 日及び平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成 19 年 8 月 23 日、同年 12 月 28 日、平成 20 年 10 月 20 日、同年 12 月 24 日及び平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者の A 社における平成 19 年 8 月 23 日の標準賞与額を 15 万円、同年 12 月 28 日の標準賞与額を 30 万円、平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額を 31 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月 23 日、同年 12 月 28 日及び平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額（上記 3 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求者のB社における平成23年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年8月の標準報酬月額については14万2,000円から15万円とする。

平成23年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

6 その他の請求期間（請求期間②、請求期間⑧から⑩まで、請求期間⑪のうち、平成23年2月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成24年12月21日までの期間並びに請求期間⑫及び⑬）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年9月1日から平成20年9月1日まで  
② 平成23年1月1日から同年2月1日まで  
③ 平成19年8月23日  
④ 平成19年12月28日  
⑤ 平成20年10月20日  
⑥ 平成20年12月24日  
⑦ 平成21年9月15日  
⑧ 平成21年12月18日  
⑨ 平成22年9月8日  
⑩ 平成22年12月3日  
⑪ 平成23年2月1日から平成24年12月21日まで  
⑫ 平成23年9月30日  
⑬ 平成23年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違しており、請求期間③から⑩までに係る標準賞与額の記録がない。

また、B社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違しており、請求期間②及び③に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書及び通勤経路と通勤定期代が記載された書面並びに日本年金機構の回答により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）を超える額であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）どおりの届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書及び通勤経路と通勤定期代が記載された書面並びに日本年金機構の回答により確認できる請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超える額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②について、請求者から提出された預金通帳及び「平成24年度給与支払報告書」により、請求者は、当該期間に係る給与からオンライン記録により確認できる標準報酬月額（14

万 2,000 円) を超える標準報酬月額 (32 万円) に基づく厚生年金保険料を控除されたものと推認できる。

しかしながら、請求者と同様に請求期間②に係る標準報酬月額が減額された同僚から提出された給与支給明細書及び預金通帳によると、当該期間において過徴収された厚生年金保険料は、平成 24 年 3 月分の給与において返金されていることが確認できることから、請求者から提出された預金通帳及び「平成 24 年分の所得税の申告内容確認表 B」により、請求者の当該期間に係る給与から控除された厚生年金保険料の過徴収分についても、平成 24 年 3 月分の給与において返金されているものと認められることから、請求者の当該期間に係る給与から控除された実質的な厚生年金保険料は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 (14 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料と同額であるものと推認できる。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間③から⑦までについて、請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳により、請求者は、当該期間に A 社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③から⑦までに係る標準賞与額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は 14 万 9,000 円、請求期間④は 29 万 3,000 円、請求期間⑤及び⑥は 33 万円、請求期間⑦は 30 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の賞与に関する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (平成 22 年 1 月以降は、年金事務所) に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間の賞与に関する厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間③、④及び⑦について、請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳により、請求者は、当該期間に A 社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を超える額の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間③、④及び⑦に係る標準賞与額については、給料支払明細書により確

認できる賞与額から、請求期間③は 15 万円、請求期間④は 30 万円、請求期間⑦は 31 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 4 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

6 請求期間⑧から⑩までについて、請求者は、当該期間に係る賞与支給明細書を保有していない。

一方、同僚が保有する当該期間に係る賞与支給明細書によると、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳、「平成 21 年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成 23 年度給与支払報告書」により、請求者の当該期間に係る賞与からも厚生年金保険料は控除されていないものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間⑧から⑩までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑧から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

7 請求期間⑪のうち、平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者は、請求期間⑪に係る給与支給明細書を保有していないものの、請求者から提出された預金通帳及び「平成 24 年度給与支払報告書」により、請求者は、当該期間のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る給与からオンライン記録により確認できる標準報酬月額（14 万 2,000 円）を超える標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を控除されたものと推認できる。

しかしながら、請求者と同様に平成 23 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る給与から厚生年金保険料を過徴収された同僚が保有する給与支給明細書及び預金通帳によると、当該過徴収分の厚生年金保険料は、平成 24 年 4 月分から同年 10 月分までの給与において返金されている（同僚は 9 月退職であるため、平成 24 年 10 月分の給与において平成 23 年 8 月分及び同年 9 月分の 2 か月分の保険料が返金されている。）ことが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳及び「平成 24 年分の所得税の申告内容確認表 B」により、請求者の平成 23 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る給与から控除された厚生年金保険料の過徴収分についても、平成 24 年 4 月分から同年 11 月分までの給与において返金されたものと推認できる。

一方、平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る返金後の厚生年金保険料について、同僚が保有する給与支給明細書及び預金通帳並びに B 社の事業主からの回答により、同社の給与は 20 日締め翌月 1 日支払であり、厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳及び「平成 24 年度給与支払報告書」により、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（14 万 2,000 円）を超える標準報酬月額（15 万

円)に基づく厚生年金保険料額を給与から控除されたものと推認できる。

したがって、請求期間⑩のうち、平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、預金通帳、「平成 24 年度給与支払報告書」及び「平成 24 年分の所得税の申告内容確認表 B」において推認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが必要である。

なお、請求期間⑩のうち、平成 23 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(14 万 2,000 円)どおりの届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 8 請求期間⑩のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、前述のとおり、請求者の平成 23 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る給与から控除された厚生年金保険料の過徴収分は、平成 24 年 4 月分から同年 11 月分までの給与において返金されたものと推認でき、請求期間⑩のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る給与から控除された実質的な厚生年金保険料は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(14 万 2,000 円)に基づく厚生年金保険料と同額であるものと推認できる。

また、請求期間⑩のうち、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 21 日までの期間について、請求者から提出された預金通帳、「平成 24 年度給与支払報告書」及び「平成 24 年分の所得税の申告内容確認表 B」により、給与から控除された厚生年金保険料はオンライン記録により確認できる標準報酬月額(14 万 2,000 円)に基づく保険料額であるものと推認できる。

このほか、請求期間⑩のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで及び同年 9 月 1 日から平成 24 年 12 月 21 日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間⑩のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで及び同年 9 月 1 日から平成 24 年 12 月 21 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 9 請求期間⑪について、請求者は、当該期間に係る賞与支払日を平成 23 年 9 月 30 日としており、当該期間に係る賞与支給明細書は保有していないものの、請求者から提出された預金通帳により、同日に A 社からの振込が認められる。

しかしながら、同僚が保有する賞与支給明細書及び預金通帳によると、平成 23 年上期分の賞与は同年 9 月 7 日に支払われていることが確認できる。

また、事業主は、賞与については全員同日に支払っていた旨回答しているところ、請求者から提出された預金通帳及び「平成 24 年度給与支払報告書」により、平成 23 年 9 月 7 日に振り

込まれた金額が同年上期分の賞与であるものと推認できることから、同年9月30日に振り込まれた金額が賞与として支払われたものと確認できない。

なお、同僚が保有する平成23年上期分の賞与支給明細書によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳及び「平成24年度給与支払報告書」により、平成23年9月7日に請求者に支払われた賞与からも厚生年金保険料は控除されていないものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間⑫における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑫に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

10 請求者は、請求期間⑬に係る賞与支給明細書を保有していない。

一方、同僚が保有する請求期間⑬に係る賞与支給明細書によると、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳及び「平成24年度給与支払報告書」により、請求者の当該期間の賞与からも厚生年金保険料は控除されていないものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間⑬における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑬に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。